

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 29 年 5 月 17 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601223号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700010号

第1 結論

昭和52年*月から昭和55年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年*月から昭和55年3月まで

私は、私の母から、私が20歳になった昭和52年*月に父が私の国民年金の加入手続を行い、母が請求期間の国民年金保険料を納付していたと聞いている。

年金受給の年齢が近づいたことで、私の年金記録を確認したところ、請求期間の国民年金保険料が未納とされていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の母親から、請求者が20歳になった昭和52年*月に父親が請求者の国民年金の加入手続を行い、母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたと聞いた旨を陳述しているところ、請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和55年10月2日に払い出されたことが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続はこの頃に行われたと推認でき、請求者の主張と符合しない上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、上記番号以外の国民年金番号は見当たらない。

また、請求者の国民年金の加入手続を行ったとする請求者の父親は平成14年に亡くなっており、請求者の母親の請求期間に係る国民年金保険料の納付に関する記憶は不明であることから、請求期間当時における国民年金の加入状況及び納付状況は不明である。

そのほか、請求者の母親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

したがって、請求者の請求内容とこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京) (受) 第1601258号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京) (国) 第1700011号

第1 結論

昭和36年4月から昭和39年3月までの請求期間、昭和42年7月から昭和43年3月までの請求期間及び昭和45年7月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和36年4月から昭和39年3月まで
② 昭和42年7月から昭和43年3月まで
③ 昭和45年7月から同年9月まで

私は、叔父が経営するA市の飲食店に兄と一緒に住み込みで働いていた時に、店に来た市役所職員の勧めに従い、兄と一緒に国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、集金に来た市役所の職員に兄と一緒に何回か納付したが、その後は、市役所出張所へ行き納付するようになった。

昭和40年頃にB市で飲食店を開くために転居し、同市で国民年金の手続を行った際に、表紙の色が異なる国民年金手帳が交付されたことを覚えている。B市で国民年金保険料をどこでどのように納付していたかは覚えていないが、昭和41年に婚姻した後、妻の国民年金の加入手続を行い、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付するようになった。

昭和42年に叔父の経営する飲食店を任されることになってA市に戻ってからも、私が夫婦二人の国民年金保険料を、B市へ転居する前と同じように、市役所出張所へ行き納付していた。国民年金保険料が未納とされている請求期間も納付していたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、A市の飲食店に住み込みで働いていた時に兄と一緒に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、同市の国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和37年4月に請求者の兄と連番で請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)Cが払い出されているものの、その後、当該番号は、後述の国民年金番号Dと重複のため取り消されている。

また、請求者は、昭和 40 年頃に B 市に転居して国民年金の手続を行った際に表紙の色が異なる国民年金手帳が交付されたとしているところ、同市の国民年金被保険者名簿により、昭和 41 年 1 月頃に国民年金番号 D が払い出されていることが認められる。

なお、国民年金番号 D が払い出された昭和 41 年 1 月時点において、請求期間①のうち昭和 38 年 9 月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、国民年金番号 C と連番で国民年金番号が払い出された請求者の兄のオンライン記録によると、請求者の兄は、請求者の請求期間①の一部について、昭和 53 年 7 月から昭和 55 年 6 月までの期間に実施されていた第 3 回特例納付により国民年金保険料を納付しており、請求者が主張する納付方法とは相違する。

請求期間②については、請求者の妻の国民年金番号は、昭和 42 年 5 月頃に B 市において払い出されており、請求者と請求者の妻のそれぞれの国民年金被保険者台帳によると、請求期間②直前の昭和 42 年 4 月から同年 6 月までの期間及び請求期間②直後の昭和 43 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料の納付年月日は、いずれも夫婦間で異なっている。

また、請求者と請求者の妻の B 市から A 市への転出記録について、B 市の国民年金被保険者名簿には同じ内容の記載があるものの、国民年金被保険者台帳管理簿の転出日の記載及び国民年金被保険者台帳の移管日の記載が、夫婦それぞれ異なっていることなどから、請求期間②の国民年金保険料を請求者が妻と一緒に納付していたと推認することが困難である。

請求期間③については、オンライン記録によると、請求者が一緒に国民年金保険料を納付していたとする請求者の妻も請求者と同様に請求期間③の国民年金保険料は未納である上、これらの記録は、請求者と妻の国民年金被保険者台帳及び E 市の国民年金被保険者台帳の記録とも一致している。

そのほか、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

したがって、請求者の請求内容とこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601282号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700012号

第1 結論

昭和43年6月から昭和48年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年6月から昭和48年5月まで

私は、昭和43年6月にA市役所で転入手続を行った際、市役所職員に勧められ、国民年金の加入手続を行い、一月500円の国民年金保険料を5年分で3万円納付した。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和43年6月に国民年金の加入手続を行い、昭和43年6月から昭和48年5月までの5年分の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、請求期間のうち、昭和43年6月から昭和44年*月までの期間は、請求者が20歳に達する前の期間であり、制度上、国民年金に加入することはできない上、請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、当該国民年金番号前後の任意加入被保険者の資格取得日により、昭和48年12月頃に払い出されていることが推認できる。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索によっても、上記国民年金番号とは別の国民年金番号を確認することはできない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

したがって、請求者の請求内容とこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。